

## **第6章 重層的支援体制整備事業実施計画**

### **1 重層的支援体制整備事業の実施概要**

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備のための一つの手段として、既存の介護・障害・こども・生活困窮の枠組みを生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業が創設されています。また、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、社会福祉法で重層的支援体制整備事業実施計画の策定が努力義務化されています。

### **2 重層的支援体制整備事業の取り組み**

本市は、重層的支援体制整備事業の実施主体として、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず、受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目指し、福祉政策課を中心として令和6(2024)年度から(1)包括的相談支援事業、(2)多機関協働事業、(3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、(4)参加支援事業、(5)地域づくり事業を実施しています。

#### **(1)包括的相談支援事業(基本型)**

介護・障害・こども・生活困窮などの既存の各分野の相談支援機関において、相談者の属性や世代にかかわらず、包括的に相談を受け止め、課題の解きほぐしや整理を行います。受け止めた相談は、必要に応じて適切な支援機関へつなぎ、複雑化・複合化した課題については多機関協働事業につなぐなど、関係機関と連携を図りながら支援を行います。

(令和7年4月1日現在)

事業	相談支援機関	対象分野	設置数	運営形態	所管課	関連する取り組み【ページ番号】
地域包括支援センター運営	地域包括支援センター	介護	18カ所	委託	長寿介護課	3(1)① 【64ページ】
相談支援事業	とよはし総合相談支援センター等	障害	7カ所	委託	障害福祉課	3(1)① 【65ページ】
利用者支援事業	妊娠・出産・子育て総合相談窓口	こども・子育て	2カ所	直営	こども未来館 こども保健課	3(1)① 【65ページ】
	保育コンシェルジュ		1カ所	直営	保育課	3(1)① 【66ページ】
	こども家庭センター		1カ所	直営	こども若者支援センター こども保健課	3(1)① 【66ページ】
自立相談支援事業	生活福祉課	生活困窮	1カ所	直営委託	生活福祉課	3(2)① 【69ページ】

## (2)多機関協働事業

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化したケースについて、関係する支援機関を集めて、重層的支援会議を実施し、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理などの調整役を担います。

また、支援プランを作成し、関係者間の連携を円滑に進め、支援機関のサポートを行うなど、重層的支援体制整備事業の中核を担う事業となります。

多機関協働事業は一部を委託事業とする場合においても、市が主体的に担う業務として、事業の枠組みや運用など適切に確保して実施するとともに、質の向上が図れるよう、評価・分析・見直しを行っていきます。

(令和7年4月1日現在)

相談支援機関	設置数	運営形態	所管課	関連する取り組み【ページ番号】
福祉相談サポートセンター	1カ所	委託	福祉政策課	3(2)① 【69ページ】

### (3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複数の分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人や支援につながることを拒否している人へ必要な支援を届けます。本人との信頼関係やつながりを構築し、継続的な関わりを持つため、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行います。本人との信頼関係構築に向けた支援を重視し、関係性が構築できたら本人のニーズを聞き取り、適切な支援へとつなげていきます。

また、関係機関間のネットワークや地域住民とのつながりの中から支援が必要な人に関する情報を得ることで、潜在的な相談者を見つけ、課題が深刻化する前に支援につなげられるようにします。

(令和7年4月1日現在)

相談支援機関	設置数	運営形態	所管課	関連する取り組み 【ページ番号】
福祉相談サポートセンター	1カ所	委託	福祉政策課	3(1)① 【63ページ】

### (4)参加支援事業

既存の各分野の社会参加に向けた支援では、対応できないケースに対応するため、地域の社会資源(就労場所・ボランティア・地域活動等)を活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。対象者のニーズや課題を丁寧に把握し、地域の社会資源をコーディネートし、対象者と支援メニューのマッチングを行います。既存の社会資源では、対象者のニーズに合わない場合は、既存の社会資源へ働きかけを行い、新たな参加の形をつくったり、全く新しい社会資源の創出を行っていきます。

マッチング後は、本人の状態を見守るなどのフォローアップや受け入れ先への支援を行います。

(令和7年4月1日現在)

相談支援機関	設置数	運営形態	所管課	関連する取り組み 【ページ番号】
福祉相談サポートセンター	1カ所	委託	福祉政策課	3(1)① 【63ページ】

### (5)地域づくり事業

介護・障害・こども等の既存の各分野の地域づくりを生かしつつ、世代や属性を越えて住民同士が交流できる場や居場所を整備します。「人と人」、「人と地域」がつながることで、地域において緩やかな見守り機能や支え合う力が働き、課題を抱える人を深刻化する前に見つけ、支援につなげる役割も担います。

また、個別の活動や人をコーディネートすることで、新たな交流・参加・学びの機会を生み出し、活動を活性化したり、分野を越えた地域の多様な主体が出会う地域のプラットフォームの形成を図ります。

(令和7年4月1日現在)

事業	内容	対象分野	運営形態	拠点数	所管課	関連する取り組み 【ページ番号】
地域介護予防活動支援事業	シニアスポーツの振興	介護	委託	—	長寿介護課	2(3)② 【60ページ】
	老人クラブ委託事業		委託	—		2(3)② 【60ページ】
生活支援体制整備事業	お互いさまのまちづくり	介護	直営	第1層 市全域	長寿介護課	2(1)② 【53ページ】
			委託	第2層 18カ所 (地域包括支援センター)		
	生活・介護支援サポーター養成事業		委託	3カ所		1(2)② 【48ページ】
地域活動支援事業	地域活動支援事業	障害	直営	1カ所	障害福祉課	2(1)① 【51ページ】
			委託	4カ所		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て	直営	1カ所 (子育てプラザ)	子ども未来館	2(1)① 【51ページ】
			直営	34カ所 (ここにこサークル)		
			委託	4カ所 (つどいの広場)		
			直営・委託	6カ所 (地域子育て支援センター)	子ども未来館 保育課	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	共生の地域づくり事業	全体	直営	—	福祉政策課	2(2)① 【55ページ】

### 3 支援会議・重層的支援会議について

本市では、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るため、支援会議を開催します。また、必要に応じて、重層的支援会議を開催し、役割分担や支援の方向性の決定や支援プランを作成し、適切な支援につなげます。

なお、支援会議及び重層的支援会議の出席者は、会議において知り得たすべての事項について守秘義務があります。

名称	支援会議	重層的支援会議
根拠法令	社会福祉法第106条の6	社会福祉法第106条の4第2項第5号
支援対象者	複雑化・複合化した課題を抱える人やそのおそれのある人など潜在的な相談者	複雑化・複合化した課題を抱える相談者（単独の支援関係機関では対応が難しいケース）
本人同意	不要	必要
守秘義務の法的根拠	あり （社会福祉法第106条の6第6項規定に基づく）	なし
開催目的	潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行う。 本人同意が得られていないケースについて、アウトリーチによる本人との関係性やつながり作りに向けた支援。	本人同意を得たケースに関して、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業などのプランの策定・共有・適切性を協議。 支援の検討を通じた社会資源の開発。
協議内容	① 気になる事例についての情報提供・情報共有 ② 支援方針の決定と共有 ③ 緊急性がある事案への対応	① 個別プランについて、関係機関の合議のもとで適切性を判断・決定 ② 個別プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価、プランに基づく支援を終結するか検討 ③ 個別ニーズに対応する社会資源が不足している場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発等に向けた取り組みを検討
開催頻度	随時開催	随時開催
構成員	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者のほか、ケースに応じた必要な支援関係機関	多機関協働事業者のほかケースに応じた必要な支援関係機関
所管課	福祉政策課	福祉政策課

## 4 連携の体制

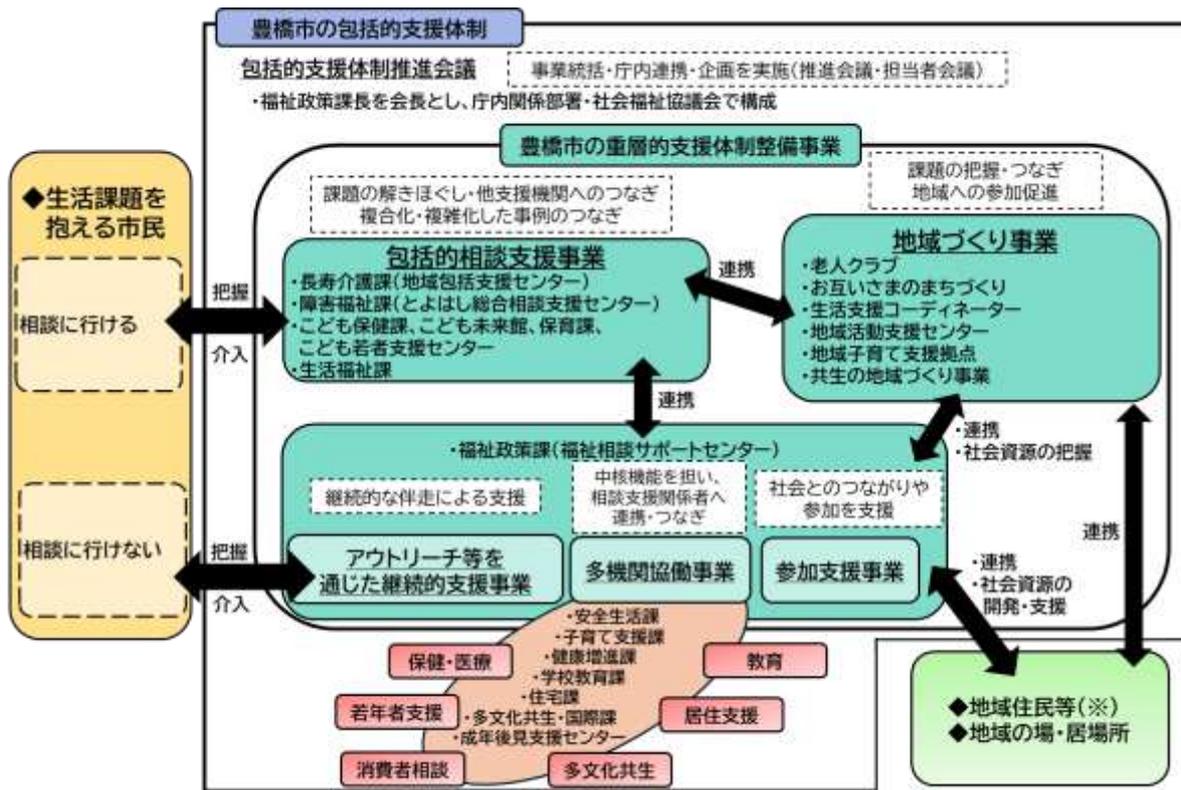
重層的支援体制整備事業に関する情報共有や検討、意見交換を行い関係機関間の連携を図り、本市の包括的支援体制の整備を推進するため、豊橋市包括的支援体制推進会議を設置しています。

本会議は、福祉政策課長が会長を務め、庁内関係部署及び社会福祉協議会で構成しており、必要に応じて庁外関係者等からも意見を聴くことで、多様な連携の強化に取り組んでいます。

また、個別ケースにおける庁内・支援関係機関との連携については、多機関協働事業を実施している「福祉相談サポートセンター」が、各支援関係機関との連携における調整役を果たします。

### 【豊橋市の重層的支援体制整備事業の全体イメージ】

この図は完成形ではなく、今後福祉の分野に限らず支援体制の整備を進めることで変化していきます。



(※)地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動をする者(社会福祉法第4条2項)